

## 会 議 概 要 書

審議会等の名称	令和6年度 第1回磐田市入札監視委員会																			
担当部課名	総務部 総務課																			
会議の開催日時	令和6年10月22日(火) 午前10時30分～午前11時55分																			
会議の開催場所	磐田市役所 西庁舎3階 特別会議室																			
出席者	<p>【出席委員】</p> <p>委員長 堀川 知廣(静岡産業大学 学長)</p> <p>委員 阿部 卓実(弁護士)</p> <p>委員 鎌田 将行(公認会計士)</p> <p>委員 深田 研典(自治会連合会 会長)</p> <p>委員 平谷 均(磐田商工会議所 専務理事)</p> <p>【事務局】</p> <p>総務課長、総務課長補佐、総務課主査1名、総務課主事1名</p> <p>【抽出案件説明担当課】</p> <p>契約検査課長、契約検査課長補佐、契約検査課主任1名</p>																			
議 題	<p>1 発注工事に係る入札方式別の概要について</p> <p>2 抽出事案の審議について</p>																			
配付資料等の件名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注工事総括表</li> <li>・入札方式別発注工事一覧表</li> <li>・抽出事案説明書</li> </ul>																			
審議の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年1月1日～令和6年6月30日までに市が発注した100件の工事等に係る入札等契約手続きの運用状況報告</li> <li>・抽出案件5件についての審議</li> </ul>																			
抽出事案	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>工事名</th> <th>入札等方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>向陽学府小中一体校建設工事(建築)</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>磐田中部小学校給食検収室増築工事</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>豊田北部小学校旧管理特別教室棟外解体工事</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>みやのもり学府特別教室空調設備設置工事(電気設備)</td> <td>制限付き一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>磐田市海岸防災林整備(砂丘造成盛土)工事(福田工区)その4</td> <td>随意契約</td> </tr> </tbody> </table>		No.	工事名	入札等方式	1	向陽学府小中一体校建設工事(建築)	制限付き一般競争入札	2	磐田中部小学校給食検収室増築工事	制限付き一般競争入札	3	豊田北部小学校旧管理特別教室棟外解体工事	制限付き一般競争入札	4	みやのもり学府特別教室空調設備設置工事(電気設備)	制限付き一般競争入札	5	磐田市海岸防災林整備(砂丘造成盛土)工事(福田工区)その4	随意契約
No.	工事名	入札等方式																		
1	向陽学府小中一体校建設工事(建築)	制限付き一般競争入札																		
2	磐田中部小学校給食検収室増築工事	制限付き一般競争入札																		
3	豊田北部小学校旧管理特別教室棟外解体工事	制限付き一般競争入札																		
4	みやのもり学府特別教室空調設備設置工事(電気設備)	制限付き一般競争入札																		
5	磐田市海岸防災林整備(砂丘造成盛土)工事(福田工区)その4	随意契約																		
委員からの意見・質問等とそれに対する回答	別紙のとおり																			

1. 向陽学府小中一体校建設工事（建築）	
質問	回答
<p>Q1 契約検査課の説明の中で、3社中2社が辞退した要因として見積り期間が短かったためではないかと推測しているとのことだが、建設資材の高騰や職員の人件費の高騰等、発注受注まで大変なところがあったと思う。もう少し時間があれば、もっと安く入札があったのではないか。今後は業者がしっかり見積りできる期間をとることができるようにするべきではないか。</p>	<p>A1 見積り期間について、適正な期間がどのくらいかという議論はあろうかと思う。当該工事の前にながふじ学府の小中一体校の工事を行っており、そのときと同じ見積り期間を今回設定させていただいた。結果として少し短かったという印象はあるが、1社は応札しているので、問題があるほどの短期間ではなかったと理解している。</p>
<p>Q2 当該工事は入札を令和5年度末に行っていて2か年工事とのことだが、工事期間が24か月くらいという理解でよろしいか。</p>	<p>A2 令和5年度に入札を実施しているが、予定価格が1億5,000万円を超えているので議決案件になる。3月の時点で仮契約し、6月議会上に上程して7月11日に正式契約となり、そこから実際の工期が2年である。</p>
<p>Q3 入札参加資格確認申請業者3社ということで、小規模の業者は入れないと思うが、この条件で入れる業者は何社あるのか。</p>	<p>A3 見込みの対象社数は市内5社である。</p>
<p>Q4 見積り期間が短かったという推測について、金額がとても大きいので、より慎重に行っていただきたいと思う。</p>	<p>A4 見積り期間について、磐田市契約規則では一般競争入札の入札公告について、「公告は、入札期日から起算して少なくとも10日前に行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、その期間を5日以内に限り短縮することができる。」としている。本市では入札公告を入札期日の2週間前に行っていることから15日間を基本として行っているところだが、こういった大規模工事については、必要に応じて見積り期間の見直しを図っていきたいと考えている。</p>
<p>Q5 業者は事前に積算の基の情報を知ることはなく、本当に2週間で30億の工事を積算して見積りを出すという認識でよいか。なかなか期限が厳しいのではないか。</p>	<p>A5 今回の工事は規模が大きいため、通常の工事より1週間延ばした。2月15日に公告を出し、入札日は3月7日である。3週間弱の期間を設けている。</p>

<p>Q6 そろそろ公告がありそうだ、という予想はできるのか。</p>	<p>A6 発注計画は年度当初にホームページに公開している。設計図書等は正式な資料として見られないが、入札があるということは業者は承知している。</p>
<p>Q7 総合評価方式ではない入札では、業者を絞らなければいけないというところで、入札参加資格を工夫して基準を定めていると思うが、この資格はどのように定めているか。</p>	<p>A7 磐田市制限付き一般競争入札実施要綱を定めているが、そこに記載のない案件独自の設定については、磐田市建設事業審査委員会という庁内の委員会で、入札の資格要件を設定したものを事前に諮り、そこで決定を得た上で定めている。当委員会は委員長が副市長、委員は総務部長、建設部長、関係課の課長の合計10名の委員で構成されている。</p>
<p>Q8 全体の落札率が今回94.6%で、過去は大体90%前後、前回は90.2%だったので、4%程度上がっている。また今まで期間中の工事の合計額が40億円前後だったが、今回合計金額が87億2,200万ということでほぼ倍近い金額になっている。向陽学府関連を見ると約54億円あり、この分が通常の分の発注額にプラスされ、またこれらは落札率が高いため、全体としても落札率が上がる影響になったのかと考えるが、合っているか。</p>	<p>A8 落札率が上がったことについては、算出基礎となる計算式の改定があり、最低制限価格が上がったことと、委員ご指摘のように、向陽学府関連の落札率がかなり高かったことが関係している。</p>
<p>Q9 業者が辞退する際の手続きはどのように行うのか。</p>	<p>A9 入札参加者が辞退をする場合は、辞退届を提出していただく。現在入札は電子入札システムを使って実施しており、辞退届の手続きもそのシステムの中でとることができる。今回辞退した2社については、システムの中で辞退届が提出されている。</p>
<p>Q10 金額が非常に大きい工事で、入札参加資格見込業者5社のうち3社が入札に参加したが、2社が辞退し1社で決定したという結果を見ると、競争になっていないと思う。辞退した業者へのヒアリングは行わなかったということだが、公表しなくても良いので、理由を明確にして本委員会が理解できるよう、ヒアリングはした方がいいと思い、提案する。</p>	<p>A10 委員ご指摘の通り、本来その辞退の理由を突き詰めていく方が市にとっても今後の参考になるが、現状では辞退届にその理由を書く欄がない。この工事に限らずほかの工事でも、一旦参加でエントリーをしたが実際積算をしていく中で辞退する業者は少なからずある。今後ヒアリングを実施して辞退の理由を市として把握することについても検討する。</p>

<p>Q11 以前に似た工事を行ったということだが、ふじ学府が例に上がったが、金額は。</p>	<p>A11 全部で 50 億円、建築工事だけで見ると 40 億円くらい。</p>
<p>Q12 この案件は学校の校舎の工事だが、児童数が少なくなっている中で、できるだけ快適な空間で教育を受けたいという希望が多くなっていると考える。プロポーザルのような仕組みで、業者に提案してもらおうという形はとらないのか。</p>	<p>A12 プロポーザルは行っていないが、学校づくり整備課で地域と学校関係の方とワークショップを行い、その中で要望を受けながら設計を固めている。設計自体は従来のやり方で行われているが、設計業務の中でいろいろな意見を吸い上げて、成果品として仕上げていると聞いている。</p>
<p>Q13 入札した業者には、いろいろな人から聞いた意見を提供し、こういう工事・内容にしてほしいと伝えているか。</p>	<p>Q13 そのようには行っていないが、この設計業務を実施した設計事務所に、工事監理業務を委託したので、その中で設計業者が設計意図を業者に伝えている。</p>
<p>Q14 住民等の意見は、設計業者には伝えているか。</p>	<p>A14 先ほどお伝えしたワークショップには設計業者も参加している。</p>
<p>Q15 例えばトイレ一つとか照明一つとっても、どういうものにするかで、学校の魅力度に影響があり、大学でいうとこの大学を受けよう、受けるのをやめようという選択にも繋がる。20年、30年使うところなのでできるだけ快適な空間になるように設計してもらいたい。設計業者のプロポーザルのようなものができるといいと考えるが。</p>	<p>A15 基本計画を作成する段階で業者にプロポーザルという形でアイデアをいただいている。それは必ずしも設計ということではなく学校のコンセプトやイメージというものになるが、業者からアイデアをいただき、それを検討会という形で住民や保護者から御意見を伺って基本計画・実施計画を作成する。実施計画の細かいところは設計になってくるので、その段階まで来ると住民の方の意見を聞くことはないが、一歩手前の基本計画のところまでは、検討会とワークショップの形で、地域の方や保護者の方、子供たちの意見も聞くような形で設計段階までたどり着くプロセスにはなっている。</p>
<p>Q16 プロポーザルの参加業者は複数社あるか。プロポーザルを行った場合の選び方は。</p>	<p>A16 複数の会社から御提案をいただいた。選び方は、総合評価方式なので金額だけではなく、アイデアを見る評価シートがあり、そこに着眼点が全て規定されている。その項目ごとにプロポーザルの審査委員が、御自身の主観的な判断で点数をつけ、それを全部合計した点数で選ぶ。</p>

Q17 プロポーザルの提案を審査する方は市民か。	Q17 市の職員と、保護者、地域の方である。
--------------------------	------------------------

2. 磐田中部小学校給食検収室増築工事	
質問	回答
Q1 備考欄に再度公告入札（2回目）とあるが、どうということか。	A1 一度公告をしたときに不調になり、落札者なしだったため2回目の入札になったということ。この原因については、小学校の敷地内で、なおかつ給食に関わる部分ということで、児童の給食を止めない範囲の中で工事をやろうとすると、夏休みの限られた期間でしか工事ができないこと、また規模は小さいが建築一式の工事で、基礎から上物まで工種がかなり多く手間がかかるということで、敬遠されたのではないかと推測している。よって、施工方法を少し見直し、発注時期をずらして再度入札を行った結果が今回のこの工事である。
Q2 1回目の入札では何社応札があったか。	Q2 1回目は3社手を挙げて3社とも辞退。参考までに、建築工事は現場で基礎から順番に積み上げていくが、2回目は発注の段階で工期が足りなかったため、工場で上屋の部分を製作し、それをトレーラーで運んできて現地に設置するプレハブ方式に施工方法を見直して発注し、落札された。
Q3 検収室というのは何の用途に使う部屋か。	A3 食材を調理員が確認する場所。今まではこの校舎の中に小さな検収室がありそちらを利用していたが、手狭ということでそのすぐ横に増築した。
Q4 磐田は小学校ごとに給食室があるのか。	A4 1か所で作ってそれを各学校に分配するセンター方式、学校に調理場がある自校方式、学府一体校ではその学区における幼稚園・小・中学校分の給食を作る共同調理場という形のところがある。

Q5 方式の区分はどのようになっているか。	A5 主には合併前の形がそのまま残っている。
Q6 今市ではどういう方向で進めているか。	A6 現状維持で考えている。

3. 豊田北部小学校旧管理特別教室棟外解体工事	
質問	回答
Q1 なるべく市内業者に受注してもらいたいと考えるが、今回、応札した12社のうち主たる事業所が市内の業者は何社か。	A1 今回の参加12社の中には、市内業者はない。
Q2 入札の成立要件として候補者が5社なければならないという話だが候補者のうち市内業者は何社あるか。	A2 1社である。完成工事高が今回の予定価格以上を満たしている市内業者は1社しかなかった。
Q3 以前、例えば水道の工事では業者が積算ソフトを使うとほぼ予定価格と同じになるように積算できるという話があったが、この解体工事の入札結果を見ると、上から下まで200万円ぐらいの差がある。失格基準ぎりぎりを狙っていると思うが、解体工事の場合、積算に差が出るのはなぜか。	A3 解体工事は積算基準があるにはあるが、実際の価格とかけ離れている場合もあるため、工事費を積算する者が事前に数社から見積りを取り、それを査定した形で予定価格を作っている。物を造る建設工事と違い、解体工事は何も残らなければ工事の完成になるため、比較的業者としては安い金額で受注しようと競争が働いている。
Q4 期間中の解体工事が本件含めて3件あるが、ほかの2件の落札率は91.23%と91.80%で解体工事にしては落札率が高いのに対し、本件は74.50%でかなり落札率が低い。ほかの解体工事は金額が大きいので、金額の影響か。または本件は市内業者に絞ったためか。	Q5 解体工事は、規模が小さくなると価格を下げられる部分も小さくなりあまり下げられないのではという印象。別の1件の解体工事については木造住宅の解体工事で、ミンチ解体はできないため分別解体を行い、材料ごとに現場から搬出してそれぞれの処分場へ持って行くもので、それなりの手間がかかる。そのため大規模な解体工事に比べると、落札率は下がりにくい傾向にあると思う。地域要件で落札率が変わるとは考えていない。
Q5 解体工事は、実際工事を始めたら地面の下に何か埋まっていたとか、そういったことが起	A5 この工事は、アスベストの含有建材の関係で発注前に事前に調査をしたが、実際解体作業

<p>こり得ると思うが、この件は契約の変更はしているか。</p>	<p>をしていく中で、アスベスト含有が疑われる建材が使われていると分かったため、増額の変更をした。</p>
<p>Q6 その場合の手続は、市がその業者から直接見積りを出してもらって変更契約をする形か。</p>	<p>A6 担当者が業者から見積りをもらい、その見積りが妥当かどうかを評価した上で設計書をもう一度組み直し、それに当初入札の落札率を掛けたものを変更契約額としている。</p>
<p>Q7 予定価格を作るときに、何社か見積りをとっているとの説明があったが、予定価格をつくる時の会社が出した見積り金額と、この入札結果が結構乖離しているが、何か理由があるのか。</p>	<p>A7 事前見積りをお願いする際には、見積りを依頼した業者に現場を見ていただいた上で見積りを出していただくが、目に見えない部分・表に出ていない部分で追加要素が潜んでいる可能性があるため、事前見積りの際は業者は安全を考えて少し高めの金額を出されていると認識している。市としても、見積りをそのまま鵜呑みにして予定価格を設定しているわけではなく、過去の実績等から査定して予定価格は定めている。</p>
<p>Q8 入札の結果を見ると失格も含めて近い金額になっているが、なぜそうなるのか。</p>	<p>A8 予定価格を事前公表しており、調査基準価格・失格基準価格の算定方法も公開しているためだと推測する。</p>
<p>Q9 例えば予定価格を1,000万円くらい下げたとすると、失格価格になるかならないかのぎりぎりのところであれば、落札額はさらに下がることになるか。</p>	<p>A9 今回の落札額が限界の価格なのか、もう少し余力があるのかというところは把握していない。</p>
<p>(ご意見) 解体工事は解体して出たものをどう処分するかということもあるので、正しい方法で処分してもらえことを担保するということにも気をつけて、予定価格を作っていただきたい。</p>	
<p>Q10 予定価格に対して低入札価格の調査基準価格を定めるときに、その見積りの仕方を公表しているということだが、率で考えているのか。</p>	<p>A10 調査基準価格については、こちらで積算した工事費から計算するようになっている。具体的に申し上げますと、工事費の内訳の中には直接工事費と経費があるが、「直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理</p>

<p>Q11 1件目の「向陽学府小中一体校建設工事(建築)」の事案は予定価格が37億円で、98%で契約されているので落札額とは4,000万円の差がある。本件は予定価格が1億2,000万円の工事で落札額が74.5%なので、落札額が予定価格より3,000万円ほど低い契約になっている。予算を要求するときにも見積りを取っていると思うが、実際に契約したときの差はあるものなのか。</p> <p>(ご意見) 予算からかなり残が出ることになる。財源は市民の税金なので、安くやってもらえるのはいいが、予定価格37億円で契約金額と4,000万円の開きがあるのと、予定価格1億円で3,000万円の開きがあるのとでは、開きの金額が近くても感覚が違う。予算の段階から(適正金額になるように)指導していただきたい。</p>	<p>費×68%」と決まっている。業者もある程度積算ができると調査基準価格は想像できる。また、失格基準価格は調査基準価格のさらに80%ということにしている。</p> <p>A11 業者の見積りの精度の問題だと考えている。予算のときはやはり精度が低く、後で予算が足りなくならないようにという意識の中で、業者も割と高めの見積りを出していると思う。工事費を実際積算するときの見積りは、実際に現地を見ていただいて、ある程度積算精度を高めてくるが、いろいろなリスクを加味した上でまだ少し高めの見積りにはなっているのではないかと考えている。</p>
---	--

<p>4. みやのもり学府特別教室空調設備設置工事 (電気設備)</p>	
<p>質問</p>	<p>回答</p>
<p>Q1 本件を受注した業者は、今回の審議の対象となる期間中に行った工事は本件だけだが、工事实績はかなりあるのか。</p>	<p>A1 年間通して受注しているわけではないが、毎年1本以上は受注している。</p>
<p>Q2 低入札価格調査報告書の調査結果のところで、「②継続取引業者の格段の協力を得て、価格低減が可能」というのは、下請に安くやってもらったから、とも読むことができちゃうが、この辺りも調査のときに確認しているのか。</p>	<p>A2 ヒアリングの主な目的は、下請が苦しむような落札価格ではないことを一番重視して確認をしている。</p>

5. 磐田市海岸防災林整備（砂丘造成盛土）工事（福田工区）その4	
質問	回答
Q1 この防災林の整備の目的は。	A1 工事名は防災林整備となっているが、防潮堤である。
Q2 防潮堤工事の概要は。	A2 防潮堤の高さは海拔 14m。海拔 12mまでは市で施工するが、その上の 2 m、14mまでの部分は県のほうで工事を行う。予定としては、市施工分は令和 8 年度の完成目標としている。
Q3 最終の 14mはいつ頃できるのか。	A3 県施工分は 8 年度以降の予定で、完成時期は未定。市が 12mまでやった分を追いかける形で県が整備しており、14メートルまで完成しているところが令和 5 年度末時点で 50%程度。
Q4 なぜ市と県で分けて施工するのか。浜松市はいつぺんに工事を行ったのでは。いつぺんにはできないのか。	A4 防災林そのものが県の管理で、津波対策として高さが必要となったときに、経費の分担も含めて、防災林そのものの機能は県が回復し、その中の部分、12mだけ市がやることになった。浜松市の防潮堤は工法が違う。土の転圧等の関係があったり、工事の所管が分かれているため県の事業に市がお金を出してはいけないと地方財政法で決まっていたりして、単一の事業としてやることはできない。

全体を通して	
質問	回答
（ご意見）商工会議所は契約検査課と打合せをさせてもらっているが、関連業者から入札に関する手続の簡素化を求められている。引き続き業者サイドに立って、事務の簡素化に努めていただきたい。	
Q1 「令和 6 年度の建設工事及び建設業関連業務委託の入札及び契約方針について」の主な変更点は。またその影響は。	A1 総合評価落札方式について、令和 5 年度は予定価格 5,000 万円以上の土木、下水道、水道工事、または予定価格 1,000 万円以上の舗装工事は総合評価落札方式の簡易型Ⅱを採用するこ

とになっていた。総合評価落札方式は業者にとって事前に資料をたくさん出してもらうなど手間がかかる。また簡易型Ⅱの場合は、最初から配置予定技術者を提示しなければいけないことになっており、配置予定技術者の資格や経歴によって点数が左右されるため、業者にとって足かせになる場合があった。令和6年度からは、配置予定技術者の要件をなくす簡易型Ⅲの本数を少し増やし、業者の負担を減らすことによって参加者数を増やしたいという意図で、予定価格5,000万円から6,000万円の間で土木、下水道、水道工事については簡易型Ⅱだったものを簡易型Ⅲにする見直しを行った。

そのほかに、週休2日工事について、建設業の担い手不足という部分で苦しい状況が続いているため、国の施策としてできるだけ建設業も週休2日、土日休めるようにと示された。市でも週休2日工事というのを設定し、少し工事費を割増しする代わりに週休2日とする工事を行っている。令和6年度に変更した点は対象工事の部分で、令和5年度は実日数（実働日数）が1週間程度の短いものを対象外にしていたが、実働日数が1か月程度ないと週休2日を設定しても余り意味がないため、実働日数が28日未満の工事を対象外とするよう改めた。